

採石業者登録申請の手引

～ 採石業の適正な実施の確保を目指して ～



広島県

目次

第1章

採石業者登録の意義

P1

第2章

用語解説

P2

第3章

手続フロー

P3

第4章

採石業者登録の申請

P5

第5章

登録事項の変更

P6

第6章

採石業の承継

P7

第7章

その他の申請・届出

P9

第8章

提出先等

P10

第9章

採石業者登録Q&A

P11

第10章

申請書の記載例

P14

第11章

関係法令抜粋

P39

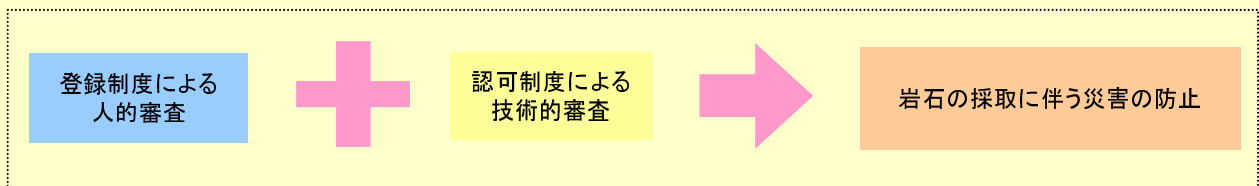
第1章

採石業者登録の意義

● 採石法とは

採石法は、土木建築用資材及び工業用資材、その他多様な用途を有する岩石を有効に開発するため、採石業(用語解説P2参照)に関する権利制度や災害防止制度など、採石業全般にわたる内容を定めた基本法です。

災害防止制度としては、採石業者の登録制度と、岩石採取計画の認可制度が採用されており、業者の資質向上を図るための人的審査、岩石の採取に関する技術的審査を経て、はじめて採石業を行うことができるという、特徴的な制度となっています。



● 採石業者の登録制度とは

ここでは、主として採石業者の登録制度について説明することとします(認可制度については、「岩石採取計画認可申請の手引」参照)。

採石業をはじめするには、まず、採石業を行う区域を管轄する都道府県知事の登録が必要になります。

採石業を行う区域とは、採石業を行おうとする者の所在地ではなく、岩石採取を行う区域のことであり、例えば、採石業を行おうとする者の所在地がA県にあって、B県で岩石採取をする場合は、A県ではなくB県の登録が必要となります。

また、区域が複数の都道府県にある場合は、その全ての都道府県の登録が必要となります。

● 登録要件

採石業者登録をするには、ひとつの事務所(用語解説P2参照)に1人以上の採石業務管理者(用語解説P2参照)の設置が必要となり、この採石業務管理者を設置していなかったり、採石法違反による刑に処せられて相当以上の期間を経過していない場合等は、採石業者の登録はできません。(登録の拒否 採石法第32条の4)

● 監督処分

登録を受けた後、重大な採石法違反を犯した場合等は、その登録を取消す等の処分を受けることになります。(登録の取消し 採石法第32条の10)

このようにして、採石法では、採石業者の資質の向上及び、災害防止能力の担保を図っています。

第2章

用語解説

採石業

営利、非営利に関係なく、岩石の採取行為を反復、継続的に行うこと。

登録の拒否

採石法第32条の4に定められており、採石業者になろうとする者の欠格要件を規定している。
各号のいずれかに該当する場合は登録できない。

岩石

採石法の対象となる岩石とは、花こう岩、せん緑岩、はんれい岩、かんらん岩、はん岩、ひん岩、輝緑岩、粗面岩、安山岩、玄武岩、れき岩、砂岩、けつ岩、粘板岩、凝灰岩、片麻岩、じゃ紋岩、結晶片岩、ペントナイト、酸性白土、けいそう土、陶石、雲母、ひる石の24品目のことをいう。(採石法第2条)

なお、岩状でなくとも、花こう岩が風化分解して砂状・粘土状で賦存している場合(いわゆる真砂土や赤土)なども本法の対象となる。

登録の取消し

採石法第32条の10に定められており、登録を受けた採石業者が各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消されるか、又は一定期間の事業停止となる。

事務所

採石業の実施について、一定以上の範囲において独立の決定権を有する責任者の所在する場所であり、その場所で継続的に岩石採取計画の立案、申請等の業務が行われる。

申請者の所在地と事務所の所在地が同一とは限らず、採取現場にある休憩所的な場所は事務所に該当しない。

岩石の採取に伴う災害

岩石の採取に伴う行為が直接原因となって生じた公共の福祉に係る被害のこと。
(岩石の採取に付随して行う破碎した岩石の洗浄に伴う汚濁水による被害を含む。)

業務管理者

採石災害防止に関して一定以上の知識及び能力をもち、毎年1回各都道府県において実施している業務管理者試験に合格した者、又は知事が認定した者。1事務所に1名以上置かなければならない。

採取計画の立案、作成、帳簿の作成、報告、災害が発生した時の調査、対策等を主な職務とする災害防止の責任者であり、その性質上、他の採石業者との兼務は言うまでもなく、他の事務所との兼務も禁止されている。

認可制度

採石業を行おうとする者の災害防止能力に関する技術、施設等物的な面について、事業着手前において規制を行う制度。

岩石採取場ごとに「採取計画」を定め都道府県知事の認可を受けなければならない。

業務を行う役員

採石業務に直接携わっている、いなしに関係なく、株式会社の取締役、合名会社及び合資会社の業務執行役員のことであり、法人の代表者も含まれる。

ただし業務の監査に当たる者は除く。

第3章

手続フロー

採石業者登録の主な手続には、採石業をはじめる場合の「採石業者登録申請」、その後登録事項の内容に変更があった場合の「登録事項変更届」、相続、合併等により採石業の承継があった場合の「採石業承継届」があります。

採石業をはじめる時

登録申請 § 32条の2
(採石業者登録の申請P5参照)

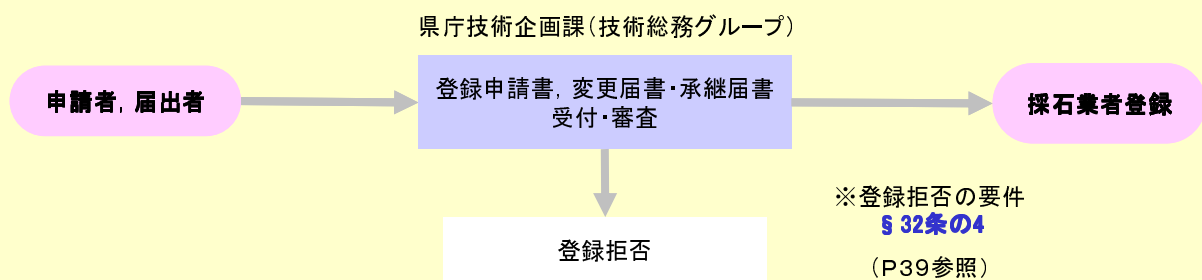
登録事項に変更があった時

登録事項変更届 § 32条の7
(登録事項の変更P6参照)

採石業を承継した時

採石業承継届 § 32条の6
(採石業の承継P7参照)

採石業者登録申請・登録事項変更届・採石業承継届



採石業者登録申請, 変更, 承継以外の申請, 届出には, 採石業を廃止した時の「採石業廃止届」, 登録を受けていることを証明して欲しい時の「採石業者登録証明書交付申請」, 採石業務管理者試験合格证・認定証を紛失した時の「再交付申請」, 採石業務管理者試験合格证・認定証に記載の氏名に変更があった時の「書換申請」があります。

(その他の申請・届出P9参照)

採石業を廃止した時

採石業廃止届 § 32条の8

登録を受けていることを証明して欲しい時

採石業者登録証明書交付申請

業務管理者試験合格证・認定証を紛失した時

再交付申請

業務管理者試験合格证・認定証に記載の氏名
に変更があった時

書換申請

その他の申請・届出

県庁技術企画課(技術総務グループ)

申請者, 届出者

申請書, 届書
受付・審査

交付等

第4章

採石業者登録の申請

採石業をはじめめる場合は、採石業者登録申請書により登録申請をしてください。
申請には手数料の納付が必要です。
申請書記載内容、添付書類等間違いのないよう提出してください。

書類

注意事項

採石業者登録申請書(記載例P15. 16)

事務所は県外も含めて記載し、事務所が複数存在する場合は、事務所の名称を明確に区分すること。(支店、支社等)
業務を行う役員とは、業務の監査に当たるものを除く全ての役員。

登録申請者誓約書(記載例P17. 18)

申請者(法人の場合はその役員)の住民票

業務管理者試験合格証又は認定証の写し

添付書類

業務管理者誓約書(記載例P19)

業務管理者が申請者、又はその業務を行う役員の場合は添付の必要なし。

業務管理者証明書(記載例P20)

業務管理者の住民票

広島県内に住所地がある場合は、住民基本台帳ネットワークを利用して確認しますので、住民票の添付を省略することができます。

法人の登記事項証明書

申請者が法人の場合のみ添付。

◎ 登録の拒否

採石法では、採石業者登録申請をした者が、採石法違反により刑に処せられてから、相当期間を経過していない場合、暴力団員である場合、適正な採石業務管理者を設置していない場合、添付書類に虚偽等があった場合には都道府県知事はその登録を拒否しなければならないとされています。(採石法第32条の4 関係法令抜粋P39参照)

◎ 採石業務管理者設置の適用除外

採石業務管理者の設置義務は、岩石の採取に伴う災害の発生を未然に防止する目的で創設されたものです。よって、岩石採取に伴う災害の発生するおそれがないと認められる業態については適用されません。

(採石法第34条の8 関係法令抜粋P41参照)

くわしくは、県庁技術企画課(技術総務グループ)へお問い合わせください。

第5章

登録事項の変更

登録した内容に変更があった場合は、登録事項変更届に添付書類を添えて提出してください。
添付書類は変更内容によって異なりますので注意してください。

登録事項変更届書(記載例P21)

変更事項

添付書類

申請者の氏名又は名称及び所在地の変更

法人の登記事項証明書(法人の場合)、申請者の住民票

事務所の名称又は所在地の変更

法人の登記事項証明書(法人の場合)等、事務所の名称、所在地の確認できるもの

業務管理者の変更

業務管理者試験合格証写し

業務管理者誓約書(記載例P19)

業務管理者証明書(記載例P20)

業務管理者の住民票

※注意事項

- 業務管理者が不在となった場合は、不在となった日から2週間以内に新たに業務管理者を選任し、届け出なければなりません。
- 新たに業務管理者になる者の住所地在り広島県内にある場合は、住民基本台帳ネットワークにより確認しますので、住民票の添付を省略することができます。
- 退職の場合には添付書類は不要です。

事務所の新設

新設事務所に置く業務管理者の業務管理者試験合格証写し

新設事務所に置く業務管理者の業務管理者誓約書(記載例P19)

新設事務所に置く業務管理者の業務管理者証明書(記載例P20)

新設事務所に置く業務管理者の住民票

業務を行う役員の変更

法人の登記事項証明書

新しく役員となった者の誓約書(記載例P22)

新しく役員となった者の住民票

※注:上記以外の変更内容の場合は、県庁技術企画課(技術総務グループ)へお問い合わせください。

第6章

採石業の承継

相続、合併、分割等により、採石業の地位を承継した場合は、採石業承継届書を提出してください。
提出先、様式等は採石業者の所在地、登録状況、承継内容により異なりますので注意してください。

様式及び提出先

承継人が広島県の登録を受けている場合

広島県の登録を受けた採石業者の地位を承継

広島県へ
様式第3号(記載例P23)
様式第4号(記載例P24)

他の都道府県の登録を受けた採石業者の地位を承継

広島県へ様式第3号(記載例P23)
他の都道府県へ様式第4号(記載例P24)

承継人が他の都道府県の登録を受けている場合

広島県の登録を受けた採石業者の地位を承継

他の都道府県へ様式第3号(記載例P23)
広島県へ様式第4号(記載例P24)

承継人がいずれの都道府県の登録も受けていない場合

広島県の登録を受けた採石業者の地位を承継

広島県へ様式第4号(記載例P24)

※注:承継人とは、採石業を譲り受けた者。被承継人とは、採石業を譲り渡した者。
様式については、承継の内容によりそれぞれの記載例を参考にしてください。

添付書類

	承継内容				
	事業の全部を譲渡した場合	合併により法人が承継した場合	分割により法人が承継した場合	2人以上の相続人の全員の同意により選定された者が承継した場合	相続人が1人である場合又は相続人全員が共同で相続した場合
採石業者事業譲渡証明書(記載例P25)	●		●		
承継人誓約書(記載例P17. 18)	●	●	●	●	●
法人の登記事項証明書	●	●	●		
賃借権の移転、他の許認可の権利譲渡等の書類の写し(被承継人が採取計画認可をうけている場合)	●				
採石業者事業承継証明書(記載例P30)			●		
吸収分割契約書(会社法第757条)又は新設分割計画書(同法第762条第1項)及びこれらに関する株主総会の決議又は総社員の同意の記録(但し、会社法の規定により、株主総会等を開催する必要がない場合は、取締役会等による意思決定を示す文書の写し)			●		
採石業者相続同意証明書(記載例P32)				●	
戸籍謄本(相続関係を確認できるもの)				●	●
採石業者相続証明書(記載例P34)					●
承継人(法人の場合はその役員)の住民票	●	●	●	●	●

※注： ・個人が法人格を取得した場合には、事業の全部を譲渡した場合と同様の書類を提出してください。
 ・事業の全部を譲渡した場合であって、譲り受けた法人が採石業者登録を受けていないときに、法人の登記事項証明書を添付してください。
 ・戸籍謄本は後日還付します。

第7章

その他の申請・届出

採石業を廃止した時、登録事項を確認したい時、業務管理者試験合格証・認定証を紛失した時、業務管理者試験合格証・認定証に記載の氏名に変更があった時には、次の申請書、届出書を提出してください。

内容	提出書類
採石業を廃止した時	採石業廃止届書(記載例P35)
登録事項を確認したい時	採石業者登録証明書交付申請書 (記載例P36)
業務管理者試験合格証・認定証を紛失した時	再交付申請書(記載例P37) 手札形、6ヶ月以内に撮影した正面上半身像の写真を添付 (裏面に撮影年月日、氏名、年齢記載)
業務管理者試験合格証・認定証に記載の氏名に変更があった時	書換申請書(記載例P38)

※注:採石業を廃止したら、速やかに廃止届を提出してください。

採石業を廃止したとは、登録をした都道府県において、岩石採取場を廃止し、今後採石業を行わないことです。その後採石業を再開しようとする場合は、再度登録申請をすることになりますので注意してください。

第8章

提出先等

申請書, 届出書の提出先, 提出部数, 手数料は次のとおりです。

提出先

担当部署	所在地	電話番号
広島県 土木建築局 技術企画課(技術総務グループ)	広島市中区基町10-52 県庁北館6階	082-513-3853 (ダイヤルイン)

提出部数・手数料

申請内容	提出部数	手数料
採石業者登録申請書	正本1部, 写し1部	16,000円
登録事項変更届書	正本1部, 写し1部	
採石業承継届書	正本1部, 写し1部	
採石業廃止届書	正本1部, 写し1部	
採石業者登録証明書交付申請書	正本1部	700円
再交付申請書	正本1部	
書換申請書	正本1部	

※注: 手数料額は平成27年4月1日現在

Q1: 採石業をはじめたいのですが、どのような手続きが必要ですか。

A1: 採石業を行うには、その区域を管轄する都道府県知事の登録、採取計画の認可を受けなければなりません。

Q2: 会社は岡山県にありますが、広島県内で岩石を採取したい場合、何処の県に登録申請をしたらいいですか。

A2: 採石業者登録申請は、採石業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に申請することになりますので、広島県知事に申請することになります。ただし、申請書には県外を含むすべての事務所について記載してください。

Q3: 申請書類はどこへ提出したらいいのですか。

A3: 県庁土木建築局技術企画課(技術総務グループ)に提出してください。
(所在地) 広島市中区基町10-52 北館6階
(電話番号) 082-513-3853(ダイヤルイン)

Q4: 事務所が広島県内に2箇所ありますが採石業務管理者は1人しかいません、採石業者として登録できますか。

A4: 採石業務管理者は、岩石の採取に伴う災害の防止に関する職務を行わなければならないことから、ひとつの事務所に1名以上置く必要があります。したがって、2人の採石業務管理者を設置しなければ、採石業者登録はできません。この場合は、ひとつの事務所しか登録申請できません。(岩石採取に伴う災害の発生する恐れがないと認められる業態は除きます。)

Q5: 岡山県で採石業務管理者試験合格証を交付されましたが、広島県に業務管理者として申請できますか。

A5: 採石業務管理者試験に合格すれば、何処の都道府県でも採石業務管理者として登録申請できます。採石業務管理者試験は、毎年1回各都道府県一斉に行われます。

Q6: 岩石を採取する業務について、関与していない役員についても申請書に記載するのですか。

A6: 採石業を直接担当している、いないに拘らず、監査役を除く全ての役員について記載してください。

Q7: 登録申請をするには、手数料がかかりますか。

A7: 16,000円分の手数料が必要です。

Q8: 採石業者登録には有効期限がありますか。

A8: 一度採石業者登録をすれば、採石業廃止届を提出したり、取消処分を受けない限り、登録は有効です。各種申請、届出は忘れずに提出してください。

Q9: 業務管理者が人事異動で変更になりました、どのような手続きが必要ですか。

A9: 採石業者登録事項変更届を提出してください。(登録事項の変更P6参照)

Q10: 取締役として登録していた者が、代表取締役に就任しました、役員の誓約書は必要ですか。

A10: 取締役として登録した時に誓約書を提出されていますので、新たに提出する必要はありません。登録事項変更届に法人の登記事項証明書を添えて提出してください。

Q11: 合併により、A社の採石業を譲り受けました。どんな手続きが必要ですか。

A11: 採石業承継届を提出してください。ただし、承継の内容等により申請様式、提出先、添付書類が異なります。(採石業の承継P7参照)

Q12: 採石業の承継が認められない場合がありますか。

A12: 事業の全部を譲渡した場合、例えば、被承継人が土地の賃借又は採石権の賃借に基づいた認可採取計画のもと、採石業を行っている場合においては、承継人がこれらの賃借権の移転を受け、当該土地において岩石の採取を行うことについて権限を取得する見込みが十分であることが必要です。これに該当しない場合には採石業者の地位の承継は認められません。

Q13: 採石業者登録を受けていることを証明して欲しいのですが、どうしたらいいですか。

A13: 採石業者登録証明書交付申請書を提出してください。なお、1件当たり、700円の手数料が必要です。
(その他の申請・届出P9参照)

Q14: 業務管理者として従事していなかった者が業務管理者になるにはどうしたらいいですか。

A14: 毎年1回各都道府県で開催される採石業務管理者試験に合格し、採石業者登録簿へ登録する必要があります。その場合、新たに業務管理者として登録するために、採石業者登録事項変更届を提出してください。
採石業務管理者試験についての情報は、詳細が決まり次第広島県の広報紙等へ掲載します。

Q15: 業務管理者試験合格証をなくしてしまいました、どうしたらいいですか。

A15: 採石業務管理者合格証再交付申請書を提出してください。(その他の申請・届出P9参照)

Q16: 業務管理者として従事していますが結婚して氏名が変わりました。業務管理者試験合格証の氏名を変更できますか。

A16: できます。書換申請書を提出してください。(その他の申請・届出P9参照)

Q17: 小さい規模での岩石採取をしたいのですが、採石法は適用されますか。

A17: 採石法が適用されるものとは、社会通念から見て、採石業の実施とみなされる程度の規模、継続性がある岩石採取及びこれに付随する行為です。
採石業とは営利、非営利に関係なく、岩石の採取を事業目的として反復継続して行う態様のものであり、例えば個人が一時的に観賞用の庭石を採取する行為は採石業には該当しません。
また、災害が発生する可能性が非常に少ない業態の採石業には、業務管理者の設置及び採取計画の認可に関する規定の適用は除外されます。(関係法令P41, 42参照)
採石法の適用を受けるかどうか不明の場合は、県庁技術企画課(技術総務グループ)へお問い合わせください。

- 記載例1** 採石業者登録申請書
- 記載例2** 登録事項変更届出書(法人の役員に変更があった場合)
- 記載例3** 採石業承継届書(採石業者が事業の全部譲渡を受けた場合)
- 記載例4** 採石業者承継届書(合併により法人が承継した場合)
- 記載例5** 採石業承継届書(分割により法人が承継した場合)
- 記載例6** 採石業承継届書(2人以上の相続人の全員の同意により選定された者が承継した場合)
- 記載例7** 採石業承継届書(相続人が1人の場合)
- 記載例8** 採石業廃止届書
- 記載例9** 採石業者登録証明書交付申請書
- 記載例10** 再交付申請書
- 記載例11** 書換申請書

記載例 1 採石業者登録申請書

様式第 1 (第 8 条関係) 採石業者登録申請書様式

手数料名	採石業の登録申請手数料			
所属コード	消込区分	歳入科目	手数料額	申請書提出先
-	700	6441	16,000円	
				1 申請窓口へ提出 2 収納窓口で受取

採石業者登録申請書

平成××年××月××日

広島県知事様

郵便番号 730-8511

住所 **広島市中区基町10番52号**

氏名 **株式会社××採石**

代表取締役 採石業一郎 印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

電話番号 082-XXXX-XXXX

採石法第 3 2 条の登録を受けたいので、同法第 3 2 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり申請します。

本庁收受印

1 事務所の名称，所在地及びその事務所に置く業務管理者の氏名

名 称	所 在 地	業務管理者の氏名
××採石（本店）	広島市中区基町10番52号	採石 場一郎
××採石××支店	××県××市××町××番×号	採石 場二郎
<p>広島県内だけでなく、他の都道府県に置く事務所についても記載してください。</p> <p>ただし、支店などがある場合でも、その支店（事務所）で採石業を行わない場合は記載する必要ありません。</p>		
<p>監査役を除くすべての役員について記載してください。</p>		

2 業務を行う役員の名

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
代表取締役	採石 業一郎		
取締役	採石 業二郎		
取締役	採石 業三郎		

- 注 1 記載事項を枠内に記入できないときは、別紙に記載し、添付すること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。
- 4 この事務所の名称及び所在地は、登録を受けようとする都道府県の事務所だけでなくすべての事務所について記載すること。
- 5 業務を行う役員の名は、申請者が法人である場合のみ記載することとし、業務の監査を行う者を除くすべての役員について記載すること。

登録申請者（承継人）誓約書様式（申請者又は承継人が法人である場合）

誓 約 書

私は、採石法第32条の4第1項第1号から第4号まで及び第7号に該当しない者であることを誓約します。

また、次の役員は、同項第1号から第4号までに該当しない者であることを誓約します。

平成××年××月××日

広島県知事様

申請者（承継人）

主たる事務所の所在地 **広島市中区基町10番52号**

名称及び代表者の氏名 **株式会社 × × 採石**

代表取締役 **さいせき ぎょういちろう 採石 業一郎** ④

役員の職名	氏 <small>ふりがな</small> 名	生年月日
代表取締役	さいせき ぎょういちろう 採石 業一郎	昭和××年×月×日
取締役	さいせき ぎょうじろう 採石 業二郎	昭和××年×月×日
取締役	さいせき ぎょうさぶろう 採石 業三郎	昭和××年×月×日

申請書の「業務を行う役員の氏名」に記載した職名、氏名、生年月日をすべて記載してください。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

注意 登録申請書添付書類の誓約書と承継届添付書類の誓約書は同じ様式です。
承継届についての記載例は省略しています。

登録申請者（承継人）誓約書様式（申請者又は承継人が個人である場合）

誓 約 書

私は、採石法第32条の4第1項第1号から第4号まで及び第7号に該当しない者であることを誓約します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

広島県知事様

申請者（承継人）

住 所 広島市〇〇区〇〇町〇番〇号

生 年 月 日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日

氏 名 〇〇 〇〇[㊟]

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

業務管理者誓約書様式

誓 約 書

私は、採石法第32条の4第1項第1号から第4号までに該当しない者であることを誓約します。

平成××年××月××日

広島県知事様

業務管理者

住 所 広島市××区××町××番××号
ふりがな さいせきじょういちろう
氏 名 採石場一郎 印

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

注意 業務管理者の誓約書は、業務管理者ごとに作成し、記名・押印して添付してください。記載例では、採石場二郎さんの誓約書は省略します。

業務管理者証明書様式

業 務 管 理 者 証 明 書

平成××年××月××日

広島県知事様

登録申請者

住 所 **広島市中区基町10番52号**

氏 名 **株式会社 × × 採石**

代表取締役 **採石 業一郎** (印)

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

次の業務管理者は、登録申請者本人又はその従業員であつて、次の事務所に配置していることに相違ありません。

事務所名	ふりがな	生年月日	合格番号 認定	区 分		
	業務管理者氏名			本人	役員	使用人
××採石(本店)	さいせきじょういちろう 採石場 一郎	昭和××年 ×月×日	広島県××- ××号			○
××採石××支店	さいせきじょうじろう 採石場 二郎	昭和××年 ×月×日	××県××- ××号			○
			県 号			
			県 号			
			県 号			
			県 号			

登録申請書に記載した事務所名とその事務所に置く業務管理者の氏名と一致させてください。

業務管理者合格証から転記してください。

- 注 1 区分欄は、該当する箇所に○印をすること。
- 注 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

記載例2 登録事項変更届書（法人の役員に変更があった場合）

様式第7（第8条の4関係）登録事項変更届書様式

登録事項変更届書

平成××年××月××日

広島県知事様

住所 **広島市中区基町10番52号**

氏名 **株式会社 × × 採石**

代表取締役 採石 業一郎 ⑩

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

登録番号 広島第×××号

登録年月日 平成××年××月××日

採石法第32条の7第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1 変更事項の内容

従前の内容	変更後の内容
取締役 採石 業三郎	取締役 採石 業四郎

2 変更の年月日

平成××年××月××日

3 変更の理由

役員の変更及び就任のため

注 1 記載事項を枠内に記入できないときは、別紙に記載し、添付すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

登録事項変更届誓約書様式（役員変更の場合）

誓 約 書

次の役員は、採石法第32条の4第1項第1号から第4号までに該当しない者であることを誓約します。

平成××年××月××日

広島県知事様

主たる事務所の所在地 **広島市中区基町10番52号**
名称及び代表者の氏名 **株式会社 × × 採石**

代表取締役 **採石 業一郎** ④

役員の職名

氏 名

生年月日

取締役

採石 業四郎

昭和××年×月×日

届出書の「変更後の内容」に記載した役員についてその職名、氏名及び生年月日を記載してください。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

記載例3 採石業承継届書（採石業者が事業の全部譲渡を受けた場合）

様式第3（第8条の3関係）採石業承継届書様式

採石業承継届書

平成××年××月××日

広島県知事様

住所 **広島市中区基町10番52号**

氏名 **株式会社 × × 採石**

代表取締役 採石 業一郎 ㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

採石法第32条の6第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

承継の原因	事業の全部譲渡のため			
被承継者に 関する事項	氏名又は名称	株式会社 △△採石工業		
	法人にあつては代表者氏名	代表取締役 広島 一郎		
	住所	広島市△△区△△町△△番△△号		
	法第32条の登録を受けた年月日及び登録番号	平成△△年△△月△△日	広島第△△△号	
	事務所の名称 及び所在地	名称	株式会社 △△採石工業	
		所在地	広島市△△区△△町△△番△△号	
業務管理者の氏名	広島 二郎			
承継者に 関する事項	登録年月日 及び登録番号	平成××年××月××日	広島第×××号	
	事務所の名称 及び所在地	名称	(別紙のとおり)	
		所在地	(別紙のとおり)	
業務管理者の氏名	(別紙のとおり)			

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

事務所が一つの場合は、そのまま記載してください。
事務所が複数ある場合は別紙に記入し、添付してください。
※ 記載例では、別紙を省略します。

様式第4（第8条の3関係）採石業承継届書様式

採石業承継届書

平成××年××月××日

広島県知事様

住所 **広島市中区基町10番52号**
氏名 **株式会社 × × 採石**
代表取締役 採石 業一郎 ⑩
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

採石法第32条の6第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

承継の原因	事業の全部譲渡のため	
被承継者が法第32条の登録を受けた年月日及び登録番号	平成△△年△△月△△日	広島第△△△号
承継者が法第32条の登録を受けた年月日及び登録番号	平成××年××月××日	広島第×××号

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第4の2（第8条の3関係）採石業者事業譲渡証明書様式

採石業者事業譲渡証明書

平成××年××月××日

広島県知事様

譲り渡した者

住所 **広島市△△区△△町△△番△△号**

氏名 **株式会社 △△採石工業**

代表取締役 広島 一郎 ④

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

譲り受けた者

住所 **広島市中区基町10番52号**

氏名 **株式会社 ××採石**

代表取締役 採石 業一郎 ④

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

次のとおり採石業者の事業の全部の譲渡しがりましたことを証明します。

1 譲り渡した者の登録年月日及び登録番号	平成△△年△△月△△日 広島第△△△号
2 譲渡しの年月日	平成××年××月××日

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

記載例4 採石業承継届書（合併により法人が承継した場合）

様式第3（第8条の3関係）採石業承継届書様式

採石業承継届書

平成××年××月××日

広島県知事様

住所 **広島市中区基町10番52号**

氏名 **株式会社 × × 採石**

代表取締役 採石 業一郎 ㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

採石法第32条の6第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

承継の原因	法人の合併のため			
被承継者に関する事項	氏名又は名称	株式会社 △△採石工業		
	法人にあつては代表者氏名	代表取締役 広島 一郎		
	住所	広島市△△区△△町△△番△△号		
	法第32条の登録を受けた年月日及び登録番号	平成△△年△△月△△日	広島第△△△号	
	事務所の名称及び所在地	名称	株式会社 △△採石工業	
		所在地	広島市△△区△△町△△番△△号	
業務管理者の氏名	広島 二郎			
承継者に関する事項	登録年月日及び登録番号	平成××年××月××日	広島第×××号	
	事務所の名称及び所在地	名称	(別紙のとおり)	
		所在地	(別紙のとおり)	
業務管理者の氏名	(別紙のとおり)			

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第4（第8条の3関係）採石業承継届書様式

採石業承継届書

平成××年××月××日

広島県知事様

住所 **広島市中区基町10番52号**
氏名 **株式会社 × × 採石**
代表取締役 採石 業一郎 ⑩
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

採石法第32条の6第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

承継の原因	法人の合併のため	
被承継者が法第32条の登録を受けた年月日及び登録番号	平成△△年△△月△△日	広島第△△△号
承継者が法第32条の登録を受けた年月日及び登録番号	平成××年××月××日	広島第×××号

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

記載例5 採石業承継届書（分割により法人が承継した場合）

様式第3（第8条の3関係）採石業承継届書様式

採石業承継届書

平成××年××月××日

広島県知事様

住所 **広島市中区基町10番52号**

氏名 **株式会社 × × 採石**

代表取締役 採石 業一郎 ㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

採石法第32条の6第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

承継の原因	法人の分割のため			
被承継者に 関する事項	氏名又は名称	株式会社 △△採石工業		
	法人にあつては代表者氏名	代表取締役 広島 一郎		
	住所	広島市△△区△△町△△番△△号		
	法第32条の登録を受けた年月日及び登録番号	平成△△年△△月△△日	広島第△△△号	
	事務所の名称 及び所在地	名称	株式会社 △△採石工業	
		所在地	広島市△△区△△町△△番△△号	
業務管理者の氏名	広島 二郎			
承継者に 関する事項	登録年月日 及び登録番号	平成××年××月××日	広島第×××号	
	事務所の名称 及び所在地	名称	(別紙のとおり)	
		所在地	(別紙のとおり)	
業務管理者の氏名	(別紙のとおり)			

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

注意 採石業者事業譲渡証明書の記載例は省略しています。P25を参考に記入してください。

様式第4（第8条の3関係）採石業承継届書様式

採石業承継届書

平成××年××月××日

広島県知事様

住所 **広島市中区基町10番52号**
氏名 **株式会社 × × 採石**
代表取締役 採石 業一郎 ⑩
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

採石法第32条の6第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

承継の原因	法人の分割のため	
被承継者が法第32条の登録を受けた年月日及び登録番号	平成△△年△△月△△日	広島第△△△号
承継者が法第32条の登録を受けた年月日及び登録番号	平成××年××月××日	広島第×××号

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

様式第6の2（第8条の3関係）採石業者事業承継証明書様式

採石業者事業承継証明書

平成××年××月××日

広島県知事様

被承継人

住所 **広島市△△区△△町△△番△△号**

氏名 **株式会社 △△採石工業**

代表取締役 広島 一郎 ⑩

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

承継人

住所 **広島市中区基町10番52号**

氏名 **株式会社 ××採石**

代表取締役 採石 業一郎 ⑩

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

次のとおり分割により採石業者の事業の全部の承継がありましたことを証明します。

1 被承継者の登録年月日及び登録番号	平成△△年△△月△△日 広島第△△△号
2 承継の年月日	平成××年××月××日

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

記載例6 採石業承継届書（2人以上の相続人の全員の同意により選定された者が承継した場合）

様式第4（第8条の3関係）採石業承継届書様式

採石業承継届書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

広島県知事様

住所 **広島市〇〇区〇〇町〇番〇号**

氏名 **廿日市 二郎** ④

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

採石法第32条の6第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

承継の原因	相続のため	
被承継者が法第32条の登録を受けた年月日及び登録番号	平成〇〇年〇〇月〇〇日	広島第〇〇〇号
承継者が法第32条の登録を受けた年月日及び登録番号	平成 年 月 日	第 号

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

**注意 承継人がいずれの都道府県の登録も受けていない場合についての記載例です。
登録を受けている場合は、様式第3号についても作成してください。**

様式第5（第8条の3関係）採石業者相続同意証明書様式

採石業者相続同意証明書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

広島県知事様

住 所 広島市〇〇区〇〇町〇番〇号
証明者氏名 竹原 一郎 ㊟

住 所 広島市〇〇区〇〇町〇番〇号
証明者氏名 竹原 二郎 ㊟

次のとおり採石業者について相続がありましたことを証明します。

1 被相続人の氏名及び住所	氏名 廿日市 一郎
	住所 広島市〇〇区〇〇町〇番〇号
2 登録年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
3 登録番号	広島 第 〇〇〇 号
4 採石業者の地位を継承するものとして選定された者の氏名及び住所	氏名 廿日市 二郎
	住所 広島市〇〇区〇〇町〇番〇号
5 相続開始の年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
- 2 証明者の氏名の項は、採石業者の地位を承継するものとして選定された者意外の相続人全員が記載すること。
- 3 氏名を記入し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。

記載例 7 採石業承継届書（相続人が1人の場合）

様式第4（第8条の3関係）採石業承継届書様式

採石業承継届書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

広島県知事様

住所 **広島市〇〇区〇〇町〇番〇号**

氏名 **廿日市 二郎** ㊞

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

採石法第32条の6第2項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

承継の原因	相続のため	
被承継者が法第32条の登録を受けた年月日及び登録番号	平成〇〇年〇〇月〇〇日	広島第〇〇〇号
承継者が法第32条の登録を受けた年月日及び登録番号	平成 年 月 日	第 号

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

注意 承継人がいずれの都道府県の登録も受けていない場合についての記載例です。
登録を受けている場合は、様式第3号についても作成してください。

様式第6 (第8条の3関係) 採石業者相続証明書様式

採石業者相続証明書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

広島県知事様

証明者は、親族が望ましいですが、特に指定はしていません。

住 所 広島市〇〇区〇〇町〇番〇〇号

証明者氏名 尾道 一郎 (印)

住 所 広島市〇〇区〇〇町〇番〇号

証明者氏名 尾道 二郎 (印)

次のとおり採石業者について相続がありましたことを証明します。

1 被相続人の氏名及び住所	氏名 廿日市 一郎
	住所 広島市〇〇区〇〇町〇番〇号
2 登録年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
3 登録番号	広島 第 〇〇〇 号
4 採石業者の地位を継承した者の氏名及び住所	氏名 廿日市 二郎
	住所 広島市〇〇区〇〇町〇番〇号
5 相続開始の年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
- 2 証明者は、2人以上とすること。
- 3 氏名を記入し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。

記載例 8 採石業廃止届書

様式第 8 (第 8 条の 5 関係) 採石業廃止届書様式

採 石 業 廃 止 届 書

平成××年××月××日

広 島 県 知 事 様

住 所 **広島市中区基町10番52号**
氏 名 **株式会社 × × 採 石**
代表取締役 採石 業一郎 ⑩

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

採石法第 3 2 条の 8 の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

- 1 登録の年月日及び登録番号
平成××年××月××日 広島第×××号
- 2 事業を廃止した年月日
平成□□年□□月□□日
- 3 事業を廃止した理由
事業部門の再編により採石業部門を廃止したため

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とすること。

記載例9 採石業者登録証明書交付申請書

様式第9号（第7条関係）採石業者登録証明書交付申請書様式

手数料名	証明事務手数料(土木総務手数料)			
所属コード	消込区分	歳入科目	手数料額	申請書提出先
27121	700	6441	700円	
				1 申請窓口へ提出 2 収納窓口で受取

採石業者登録証明書交付申請書

平成××年××月××日

広島県知事様

住所 **広島市中区基町10番52号**
 氏名 **株式会社 × × 採石**
代表取締役 採石 業一郎 印
 (法人にあつては、名称及び代表者氏名)

次のとおり、採石法（昭和25年法律第291号）第32条の登録を受けていることを証明してください。

1 証明を求める事項

- (1) 登録番号 **×××**
 (2) 登録年月日 **平成××年××月××日**

2 交付部数 **××** 部

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

記載例 10 再交付申請書

様式第14（第8条の13関係）再交付申請書様式

再 交 付 申 請 書

平成△△年△△月△△日

広島県知事様

住所 **広島市△△区△△町△△番△△△号**

氏名 **広島 二郎** 印

採石業務管理者試験合格証 ~~認定証~~の再交付を受けたいので、採石法施行規則第8条の13の規定に基づき、申請します。

生年月日	昭和△△年 △△月 △△日
合格証・ 認定証 の番号	広島 △△-△△ 号
理由	住居移転の際に紛失したため

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
- 2 「合格証・認定証」はいずれか一方を消すこと。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署することとする。

記載例 1 1 書換申請書

書換申請書様式

書 換 申 請 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

広島県知事様

住所 **福山市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号**

氏名 **呉 一郎** ㊞

採石業務管理者試験合格証・~~認定証~~の書換を受けたいので、申請します。

合格証・ 認定証 の番号	広島 △△-△△ 号
理由	1 変更の理由 婚姻による氏名変更 2 変更前の内容 福山 一郎 3 変更後の内容 呉 一郎

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
2 「合格証・認定証」はいずれか一方を消すこと。

採石法

● (登録)

第三十二条 採石業を行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

● (登録の申請)

第三十二条の二 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 事務所の名称及び所在地並びにその事務所に置く採石業務管理者(以下「業務管理者」という。)の氏名
 - 三 法人にあつては、その業務を行う役員の氏名
- 2 前項の申請書には、前条の登録を受けようとする者が第三十二条の四第一項第一号から第五号まで及び第七号に該当しない者であることを誓約する書面その他の経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

● (登録及びその通知)

第三十二条の三 都道府県知事は、第三十二条の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前条第一項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を採石業者登録簿に登録しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

● (登録の拒否)

第三十二条の四 都道府県知事は、第三十二条の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第三十二条の二第一項の申請書若しくはその添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - 二 第三十二条の十第一項の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
 - 三 第三十二条の登録を受けた者(以下「採石業者」という。)であつて法人であるものが第三十二条の十第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日から三十日以内にその採石業者の業務を行う役員であつた者でその処分の日から二年を経過しないもの
 - 四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(第七号において「暴力団員等」という。)
 - 五 法人であつて、その業務を行う役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
 - 六 その事務所ごとに、次に掲げる者であつて第一号から第四号までに該当しないものを業務管理者として置いていない者
 - イ 採石業務管理者試験(以下「業務管理者試験」という。)に合格した者
 - ロ イに掲げる者と同程度の知識及び技能を有すると都道府県知事が認定した者
 - 七 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 2 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

● (承継)

第三十二条の六 採石業者がその事業の全部を譲り渡し、又は採石業者について相続、合併若しくは分割(その事業の全部を承継させるものに限る。)があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その採石業者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人が第三十二条の四第一項第一号から第五号まで又は第七号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 2 前項の規定により採石業者の地位を承継した者は、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

● (変更の届出)

第三十二条の七 採石業者は、第三十二条の二第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨をその登録をした都道府県知事に届け出なければならない。

2 第三十二条の二第二項の規定は、前項の規定による届出に準用する。

● (廃止の届出)

第三十二条の八 採石業者は、その登録に係る都道府県の区域内において採石業を廃止したときは、遅滞なく、その旨をその登録をした都道府県知事に届け出なければならない。

● (登録の失効)

第三十二条の九 採石業者が、その登録に係る都道府県の区域内において採石業を廃止したときは、その者に係る第三十二条の都道府県知事の登録は、その効力を失う。

● (登録の取消し等)

第三十二条の十 都道府県知事は、その登録を受けた採石業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六箇月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第三十二条の四第一項第一号、第三号から第五号まで又は第七号のいずれかに該当することとなつたとき。

二 第三十二条の四第一項第六号に該当することとなつた場合において、その該当することとなつた日から二週間を経過してもなお同号に該当しているとき。

三 第三十二条の七第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第三十三条の規定に違反して岩石の採取を行つたとき。

五 第三十三条の十二の規定による認可の取消しを受けたとき。

六 不正の手段により第三十二条の登録を受けたとき。

2 都道府県知事は、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該処分に係る者に通知しなければならない。

● (登録の消除)

第三十二条の十一 都道府県知事は、その登録を受けた採石業者の登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

● (業務管理者の義務等)

第三十二条の十二 業務管理者は、岩石の採取に伴う災害の防止に関し経済産業省令で定める職務を誠実にこなわなければならない。

2 岩石の採取に従事する者は、業務管理者がその職務を行なうために必要であると認めてする指示に従わなければならない。

● (業務管理者試験等)

第三十二条の十三 業務管理者試験は、岩石の採取に伴う災害の防止に関して必要な知識及び技能について都道府県知事が行なう。

2 業務管理者試験の実施及び第三十二条の四第一項第六号口の規定による認定に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

● (採取計画の認可)

第三十三条 採石業者は、岩石の採取を行なおうとするときは、当該岩石の採取を行なう場所(以下「岩石採取場」という。)ごとに採取計画を定め、当該岩石採取場の所在地を管轄する都道府県知事の認可を受けなければならない。

● (適用除外)

第三十四条の八 この章中業務管理者及び採取計画に関する部分の規定は、採石業であつて、採取する岩石の種類及び用途、岩石の採取の方法、岩石の採取に従事する者の数等により岩石の採取に伴う災害の発生するおそれがないと認められるものとして政令で定める業態のものを行なう者については、適用しない。

2 前項の政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令の制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

● **第四十三条** 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三十二条の規定に違反して採石業を行なつた者

二 第三十二条の十第一項、第三十三条の十二、第三十三条の十三第一項若しくは第二項又は第三十三条の十七の規定による命令に違反した者

三 第三十三条又は第三十三条の八の規定に違反して岩石の採取を行なつた者

四 第三十三条の十六の規定に違反して災害の防止に関する措置を講じなかつた者

● **第四十四条** 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第三十二条の七第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第三十四条の二の規定に違反して帳簿を備えず、同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

三 第四十二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第四十二条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

● **第四十五条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

● **第四十六条** 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一 第三十二条の六第二項、第三十二条の八、第三十三条の五第四項又は第三十三条の十の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第三十三条の十五の規定に違反した者

採石法施行令

●（採取計画の認可等を要しない業態）

第一条 採石法（以下「法」という。）第三十四条の八第一項の政令で定める業態は、法第二条に規定する岩石のうちベントナイト、酸性白土、珪藻土、陶石、雲母及びひる石以外の岩石の採取であって次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

- 一 もっぱら砕石以外の石材の生産の用に供するために行うもの
- 二 主として人力により露天掘りで行うもの
- 三 岩石の採取に従事する者の数が五人以下であるもの

採石法施行規則

● (登録の申請)

第八条 法第三十二条の二第一項の規定により法第三十二条の登録の申請をしようとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に様式第一による申請書を提出しなければならない。

2 法第三十二条の二第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 法第三十二条の登録を受けようとする者(以下本項において「申請者」という。)が法第三十二条の四第一項第一号から第五号まで及び第七号に該当しない者であることを誓約する書面
- 二 事務所に置く業務管理者が業務管理者試験に合格した者又は法第三十二条の四第一項第六号ロの規定による認定を受けた者であることを証する書面
- 三 事務所に置く業務管理者が法第三十二条の四第一項第一号から第四号までに該当しない者であることを誓約する書面
- 四 事務所に置く業務管理者が申請者又はその従業員(申請者が法人である場合には、その法人の業務を行う役員を含む。)であることを証する書面及び当該業務管理者の住民票(都道府県知事が住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の八第一項の規定により当該業務管理者に係る同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報を利用することができないときに限る。)
- 五 申請者が法人である場合は、その法人の登記事項証明書
- 六 申請者(申請者が法人である場合には、その法人の業務を行う役員)及び事務所に置く業務管理者の生年月日を証する書面

● (承継の届出)

第八条の三 法第三十二条の六第二項の規定により採石業者の地位の承継の届出をしようとする者は、当該届出をしようとする者の登録をした都道府県知事に様式第三による届書を、当該承継に係る採石業の登録をした都道府県知事に様式第四による届書を提出しなければならない。

2 前項の届書には、次の書面を添付しなければならない。

- 一 法第三十二条の六第一項の規定により採石業者の事業の全部を譲り受けて採石業者の地位を承継した者にあつては、様式第四の二による書面及び事業の全部の譲渡しがあつたことを証する書面
- 二 法第三十二条の六第一項の規定により採石業者の地位を承継した相続人であつて、二以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあつては、様式第五による書面及び戸籍謄本
- 三 法第三十二条の六第一項の規定により採石業者の地位を承継した相続人であつて、前号の相続人以外のものにあつては、様式第六による書面及び戸籍謄本
- 四 法第三十二条の六第一項の規定により合併により採石業者の地位を承継した法人にあつては、その法人の登記事項証明書
- 五 法第三十二条の六第一項の規定により分割により採石業者の地位を承継した法人にあつては、様式第六の二による書面、事業の全部の承継があつたことを証する書面及びその法人の登記事項証明書
- 六 承継人が法第三十二条の四第一項第一号から第五号まで及び第七号に該当しないことを誓約する書面
- 七 承継人(承継人が法人である場合には、その法人の業務を行う役員)の生年月日を証する書面

● (登録事項の変更の届出)

第八条の四 法第三十二条の七第一項の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第七による届書を法第三十二条の登録をした都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の場合において、当該届出に係る変更が法人の業務を行なう役員に係るものであるときはそれらの者が法第三十二条の四第一項第一号から第四号までに該当しないことを誓約する書面及び第八条第二項第六号(当該変更に係るものに限る。)に掲げる書面、当該変更が業務管理者の変更または事務所の新設に係るものであるときは第八条第二項第二号から第四号まで及び第六号(当該変更に係るものに限る。)に掲げる書類を添付しなければならない。

● (廃止の届出)

第八条の五 法第三十二条の八の規定により採石業の廃止の届出をしようとする者は、様式第八による届書を法第三十二条の登録をした都道府県知事に提出しなければならない。

● **(業務管理者の職務)**

第八条の六 法第三十二条の十二第一項の経済産業省令で定める業務管理者の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 採取計画の作成及び変更に参加すること。
- 二 岩石採取場において、認可採取計画に従って岩石の採取及び災害の防止が行われるよう監督すること。
- 三 岩石の採取に従事する者に対する岩石の採取に伴う災害の防止に関する教育の計画の立案若しくは実施又はその監督を行うこと。
- 四 法第三十四条の二の帳簿の記載及び法第四十二条の報告について監督すること。
- 五 岩石の採取に伴う災害が発生した場合に、その原因を調査し、及びその対策を講ずること。

● **(業務管理者試験)**

第八条の七 業務管理者試験は、毎年少なくとも一回実施するものとし、当該業務管理者試験を施行する場所および期日ならびに受験願書の提出期限は、あらかじめ都道府県の公報で公告しなければならない。

● **(試験科目等)**

第八条の八 業務管理者試験は、筆記による試験とし、当該試験においては、次に掲げる事項ごとに定める合格基準のいづれにも適合しているときは、合格とする。

- 一 岩石の採取に関する法令事項(環境保全関係法令を含む。)
- 二 岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ(脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。以下同じ。)の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項

● **(試験手続)**

第八条の九 業務管理者試験を受けようとする者は、様式第九による受験願書に写真(手札形とし、受験願書提出前六月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年令を記載したもの)を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

● **(合格証)**

第八条の十 都道府県知事は、業務管理者試験に合格した者に対し、様式第十一による合格証を交付するものとする。

● **(認定の申請)**

第八条の十一 法第三十二条の四第一項第六号口の規定による認定を受けようとする者は、様式第十二による申請書に次の各号に掲げる書類を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 岩石の採取に従事した期間を記載した書面及びこれを証する書面並びにその期間において岩石の採取に伴う災害を生じさせたことがないことを疎明する書面
- 二 鉱山保安法施行規則(平成十六年経済産業省令第九十六号)附則第二条の規定による廃止前の保安技術職員国家試験規則(昭和二十五年通商産業省令第七十二号)第四条に規定する上級保安技術職員試験に合格した者にあつては、その合格証の写し
- 三 経済産業大臣又は都道府県知事が行う岩石の採取に伴う災害の防止に関する講習の課程を修了した者にあつては、これを証する書面
- 四 履歴書(様式第十によるもの)
- 五 写真(手札形とし、申請前六月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年令を記載したもの)

● **(認定証)**

第八条の十二 都道府県知事は、法第三十二条の四第一項第六号口の規定による認定をしたときは、様式第十三による認定証を交付するものとする。

● **(合格証等の再交付の手続)**

第八条の十三 第八条の十の合格証または前条の認定証をよごし、損じ、または失なつてその再交付を受けようとする者は、様式第十四による申請書に写真(手札形とし、申請前六月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名および年令を記載したもの)を添附して当該合格証または認定証の交付をした都道府県知事に提出しなければならない。

採石法施行細則

● (申請書等の添付書類)

第三条 次の各号に掲げる届出には、法及び省令に定めるもののほか、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- 一 法第三十二条の六第二項の規定による届出 法第三十二条の六第一項の規定により採石業者の事業の全部を譲り受けた法人が法第三十二条の登録を受けていない場合には、その法人の登記事項証明書
(以下略)

● (採石業者登録証明書の交付)

第七条 知事は、省令第八条の十五第二項第五号の書面の交付を受けようとする採石業者から請求があった場合において、当該採石業者が現に知事の登録を受けているときは、これに別記様式第八号による採石業者登録証明書を交付する。

- 2 前項の請求は、別記様式第九号による採石業者登録証明書交付申請書を知事に提出して行うものとする。

採石業者登録申請の手引

平成16年4月

(平成18年7月 一部改訂)

(平成19年8月 一部改訂)

(平成19年12月 一部改訂)

(平成21年7月 一部改訂)

(平成23年4月 一部改訂)

(平成25年11月 一部改訂)

(平成26年11月 一部改訂)

(平成27年4月 一部改訂)

(平成27年12月 一部改訂)

編集・発行 広島県土木建築局技術企画課

〒730-8511 広島市中区基町10-52

TEL 082-513-3853



2015